

社会福祉法人 こころの家族 介護老人福祉施設 故郷の家 運 営 規 程

第1章 総 則

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人こころの家族が運営する指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム故郷の家（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
 - 3 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。
 - 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称：指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 故郷の家
- (2) 所在地：大阪府堺市南区檜尾3360番地の12

(利用定員)

第3条 施設の利用定員は85名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。但し、職員数は併設型ショートステイ故郷の家の職員を含む。

- | | | |
|-----|------------|-------|
| (1) | 施設長（管理者） | 1名 |
| (2) | 事務員（事務長含む） | 3名以上 |
| (3) | 生活相談員 | 1名以上 |
| (4) | 介護職員 | 27名以上 |
| (5) | 看護職員 | 3名以上 |
| (6) | 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (7) | 介護支援専門員 | 1名 |
| (8) | 医師 | 1名以上 |
| (9) | 栄養士 | 1名 |

- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(職 務)

第5条 職員の業務分掌は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----------|--------------------------------------|
| (1) | 施設長（管理者） | 施設の業務を統括する。施設長に事故があるときは、事務長が職務を代行する。 |
| (2) | 事務員 | 施設の庶務及び会計事務等に従事する。 |
| (3) | 生活相談員 | 利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。 |
| (4) | 介護職員 | 利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。 |
| (5) | 看護職員 | 利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。 |
| (6) | 機能訓練指導員 | 利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。 |
| (7) | 介護支援専門員 | 利用者の介護支援に関する業務に従事する。 |
| (8) | 医師 | |

利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

(9) 栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第6条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

(1) 運営会議

(2) 職員会議

(3) 処遇会議

(4) 給食会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの
内容及び利用料

(利用料及びその他の費用)

第7条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて介護保険法第48条第2項第1号に規程する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（告示上の額）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用 1, 580円／日

(2) 居住費に要する費用 従来型個室 1, 231円／日
多床室 915円／日

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
実費（別途消費税要）

(4) 理美容代 実費相当

- (5) テレビ使用料、電気代 390円／月
 ポット使用料、電気代 990円／月
 冷蔵庫使用料、電気代 690円／月
- (6) 事務手数料・・・貴重品管理に係る人件費、事務費等
 100円／日
- (7) 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規定により、介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とする。なお、第2号について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の利用者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。
- (8) 2号について、入院又は外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護に利用する場合は、当該利用者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護利用者より短期入所の居住費を徴収する。
- (9) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

（施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額）

第8条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

第4章 運営に関する事項

（入退所）

第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込者

に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、次に掲げる協力医療機関等の他適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

協力医療機関等

協力医療機関

名称：ベルランド総合病院

住所：大阪府堺市中区東山 5 0 0 番地の 3

名称：阪和第一泉北病院

住所：大阪府堺市南区豊田 1 5 8 8 番地の 1

名称：阪和第二泉北病院

住所：大阪府堺市中区深井北町 3 1 7 6

名称：泉北陣内病院

住所：大阪府堺市南区三木閉 8 5 - 5

提携病院

名称：馬場記念病院

住所：大阪府堺市西区浜寺船尾町東 4 - 2 4 4

協力歯科医療機関

名称：湯川歯科医院

住所：堺市西区津久野 1 - 4 - 7

名称：ながやま歯科

住所：大阪府堺市堺区南三国ヶ丘 1 - 1 - 3

名称：クレモト歯科診療所

住所：大阪府堺市西区津久野町 2 - 3 - 8

- 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 7 施設、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれていることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 8 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情

報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- 9 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者が施設のサービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 11 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第 12 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第 13 条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意見を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の 30 日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所)

第 14 条 施設は、利用に際しては利用の年月日並びに利用している介護保険施

設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する。

(保険給付のための証明書の交付)

第 15 条 施設は、法廷代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第 16 条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決課題の把握を行い、必要に応じて前 2 項及び前 3 項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(指定介護福祉施設の取扱方針)

第 17 条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

- 2 サービス提供は、施設介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

- 3 施設の従業者は、サービスの提供にあっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設サービスの提供に当たっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介 護)

第 18 条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

- 2 施設は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。入浴日は毎週 火・水・金・土曜日とする。
- 3 施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に随時取り替える。
- 5 施設は、利用者に対し、前各号に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第 19 条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事の時間は次のとおりとする。

- (1) 朝 食 7 時 30 分から
- (2) 昼 食 12 時 00 分から
- (3) 夕 食 18 時 00 分から

- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(相談・援助)

第 20 条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第 21 条 施設は、教養娯楽設備等を整えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

3 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(機能訓練)

第 22 条 施設は、利用者に対し、介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 23 条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

3 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(栄養管理)

第 24 条 施設は、利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

(口腔衛生の管理)

第 25 条 施設は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

(利用者の入院期間中の取扱)

第 26 条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所するように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第 27 条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第 28 条 施設は、利用者に適切な指定介護福祉サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設は、当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

第 5 章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第 29 条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 30 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める

措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する
- (3) 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 4 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

（非常災害対策）

- 第31条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火器・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出、夜間の想定を含めその他必要な訓練を行うものとする。
- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
 - 3 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

第7章 その他運営に関する事項

（虐待防止に関する事項）

- 第32条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

- 第33条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

- 第34条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の厳守)

第 35 条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害
その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第 36 条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水につ
いて、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、
医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しない
よう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委
員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を
おおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者
に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための
研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒
の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(重要事項の掲示)

第 37 条 施設は、見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病
院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲
示する。

(秘密保持等)

第 38 条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知
り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を
漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 39 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者
に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供
与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退
所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受して

ならない。

(苦情処理)

第 40 条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した指定介護福祉サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第 41 条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(その他運営に関する留意事項)

第 42 条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 2 回

2 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 8 章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第 43 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第 44 条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その実施の日から 5 年間保存する。

(法令との関係)

第 45 条 この規定に定めのない事項については、厚生労働省令並びに介護保険法に定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から改訂施行する。
- 3 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より改訂施行する。
(介護保険施設利用料変更)
- 4 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より改訂施行する。
(堺市の政令都市移行による所在地変更)
- 5 この規程は、平成 18 年 9 月 1 日より改訂施行する。
- 6 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日より改訂施行する。
(その他費用の額を追加)
- 7 この規程は、平成 21 年 9 月 18 日より改訂施行する。
(虐待の防止について追加・協力医療機関等の変更
理美容代 変更)
- 8 この規程は、平成 24 年 3 月 1 日より改訂施行する。
(協力歯科医療機関の追加)
- 9 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より改訂施行する。
(介護保険法の改正により、多床室の費用変更)
- 10 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より改訂施行する。
(介護保険法の改正により、多床室の費用変更)
- 11 この規程は、令和元年 10 月 1 日より改訂施行する。
(介護保険法の改正により、食事・部屋代の費用変更)

(理美容代・協力歯科医療機関の変更)

1 2 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より改訂施行する。

1 3 この規程は、令和 6 年 8 月 1 日より改訂施行する。

(介護保険法の改正により、部屋代の費用変更)

1 4 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日より改訂施行する。

(食事代・記録の保存期間の変更)

1 5 この規程は、令和 8 年 3 月 1 日より改訂施行する。

(利用定員の変更)